

厚生労働大臣が定める掲示事項

入院基本料に関する事項

[精神療養病棟入院料] (A4 病棟)

当病棟では、1日に6人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。併せて、6人以上の看護補助職員が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

- 朝8時45分～夕方4時45分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は14人以内です。
看護補助職員1人当たりの受け持ち数は14人以内です。
- 夕方4時45分～朝8時45分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は52人以内です。
看護補助職員1人当たりの受け持ち数は27人以内です。

東北厚生局長への届出事項に関する事項

当病棟は、下記の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

- 当病棟では入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、病状に応じ、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供をしています。
- 当病棟では精神科作業療法の届出を行っており、社会生活機能の回復を目的とした作業療法を行っています。
- 当病棟では医療保護入院等診療料の届出を行っており、行動制限最小化委員会を設置し入院医療の定期的な評価を行っています。
- 当病棟では医療安全対策加算1の届出を行っており、医療安全管理部門を設置し医療安全対策を実施しています。
- 当病棟では医療安全対策地域連携加算1の届出を行っており、複数の医療機関と連携し医療安全対策を実施しています。
- 当病棟では感染対策向上加算3の届出を行っており、感染防止対策部門を設置し、感染防止対策を実施しています。
- 当病棟では重症者加算1の届出を行っており、精神保健福祉法上の精神保健指定医の公務員としての業務（措置診察等）について、都道府県に積極的に協力し、診察業務等を年1回以上行っております。
- 当病棟ではデータ提出加算2・4の届出を行っており、診療報酬の請求状況、手術の実施状況等の診療の内容に関するデータを継続して厚生労働省に提出いたします。
- 当病棟では脳血管疾患等リハビリテーション(Ⅰ)の届出を行っており、疾病（廃用症候群含む）に応じたリハビリテーションを行っています。
- 当病棟では運動器リハビリテーション(Ⅰ)の届出を行っており、疾病に応じたリハビリテーションを行っています。
- 当病棟では廃用症候群リハビリテーション(Ⅰ)の届出を行っており、疾病に応じたリハビリテーションを行っております。

令和5年4月1日より上記内容となります。